

## 第10回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年3月15日（火）16:00～17:30
- ・場 所 小樽市役所別館3階 第2委員会室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、上野委員、佐藤委員、中委員、神野委員、田口委員、  
（小笠原委員、川脇委員、中松委員、松本委員、山埜委員欠席）  
（オブザーバー）庁内研究会山澤副会長  
（事務局）上石主幹、布主査、石澤係長

（事務局 布主査）

ただいまから第10回になります自治基本条例策定委員会を初めさせていただきたいと思ひます。早速ですが次第について進めたいと思ひます。横山会長よろしくお願ひいたします。

（横山会長）

今日で早いもので第10回になりますが、ワークショップも終わりました、これから本格的な策定委員会、専門具会での本格的な議論になると思ひます。まず今日は先日行われましたワークショップにつきまして、事務局より説明を頂きたいと思ひます。事務局お願ひします。

<事務局よりワークショップの結果について資料により説明>

- ・第1回目 2月23日（水）18:00開催、20:30頃終了 参加者全員33名  
当日進行 自治基本条例基礎セミナー開催（講師 石黒先生）所要時間30分  
ワークショップテーマ「小樽をもっとすみよいまちにするために」  
テーブル5班、テーブルマスターを小樽市自治基本条例庁内研究会が担当、  
参加者の年代 20代学生が2名、その他は30代から70代、  
男性24名、女性9名  
※女性については各テーブル少なくとも1名は含まれるよう配慮  
主な意見 小樽の強み 自然、景観、豊かな食、水、人情、ボランティアが盛ん、  
教育が多彩、ものづくり、元気な高齢者 他  
小樽の弱み 雪が多い、坂が多い、雇用の場が少ない、商店街に活気がない、  
娯楽施設が少ない、子育て環境が悪い、職員と市民との交流がない、  
少子高齢化 他  
全体として どの班も強みでは、観光資源、歴史文化遺産、小樽人としての気質、交通アクセスという意見が出され、一方弱みでは、地理的不利のほか地域経済の衰退、若者にとって魅力がない、子育てする環境が整っていないなどの意見が出た。今後の取組みとしては、各班共に、小樽市の強みである自然、歴史、文化的遺産、豊かな食、小樽市民の人情やものづくり産業を結びつけて観光の推進を図り、弱みを克服すべきという意見が多かった。

・第2回目 3月2日(水) 18:00開催、20:50頃終了 参加者26名

当日進行 ワークショップテーマ「市役所や議会に望むこと あなたならどうしますか」

テーブル5班、テーブルマスターを自治基本条例策定委員が担当

参加者の年代 20代学生が1名、その他は30代から70代、

男性17名、女性9名

※女性については各テーブル少なくとも1名は含まれるよう配慮

主な意見 市長に望むこと 強いリーダーシップを発揮してほしい、新しいことに積極的にチャレンジしてほしい、職員の育成、適材適所、高齢者の活躍の場の創出 他

職員に望むこと 市民目線での業務、専門性を持ってほしい、研修の充実を図ってほしい、組織間の連携をはかってほしい 他

議会に望むこと 市民への活動の情報提供、議会基本条例の制定、専門性を持った議論、議会としてのヴィジョンを示してほしい、定数削減、行政への監視 他

市民ができること 市政への参加、ボランティアの参加、地産地消の推進、イベントの参加、地域での子育て、コミュニティの活発化 他

協働に必要なもの 市民と企業との連携、行政サポーター制度の創出、市民活動の支援、市民が参加する体制の確立 他

・添付した資料については、当日参加者の皆様よりいただいた意見をすべて表示してある。各グループ、テーマごとに作成してあるので、今回の策定委員会において振り返りをして頂き、今後の議論の参考として頂きたい。

(横山会長)

各委員の皆様も参加されておりますので、このワークショップについて感想等出していただければと思います。

(中委員)

まず1回目ですが、自治基本条例について、石黒先生の講演が、初めて聞いたときは、よく解らなかったのが、言葉が馴染んできたというか、少しわかるようになった実感がありました。自治基本条例というのが、あまりがっちりと決まっていなくて、いろいろ考えながら決めるという意味がわかってきました。ワークショップ自体は楽しかったです。ただ、発表者の感性と、参加者一人一人の感性が違うので、必ずしも発表者のまとめ方と、一致しないというのは感じましたけれども、それにしても第1回目では、日頃気のつかない意見が相当多くて、おもしろいと思いました。第2回目はちょっと進行的に無理があって、かなり疲れました。おもしろいことはおもしろいのですけれども、もう少し短めにしてもらった方がいいと感じました。これも、私が考えていた市長、市職員、議会に対して多様な意見が出てきて非常に楽しかったです。

特に観光協会の専務理事をされている赤間さんが発表者でしたので、発表を聞いていると、かなり小樽市の観光とか、市のあり方について、確固たる意見を持ってらっしゃる方がいると思いました。やは

りそういう意見をもっと聞くチャンスがあればいいのにとと思います。特に市役所の組織が縦割り過ぎる、これだと配属替えになる度に、振り出しに戻るようなケースが多く、小樽の場合、特に観光に重心を置いているのだから、観光振興室だけが携わるのではなくて、全市的にやるべきで、縦割りと横割りの繋がりを作ったらどうかという提案に賛成しました。それと、一般では東京とかニューヨークなどと比べて経済が強い、弱いと判断するが、それとは別に自分の中で、街に対する誇りや、愛情のようなものを感じて誇らしく生きていくことが重要じゃないかという意見があって非常に心に残りました。それと私の会としては2日間を通した結論として、一人一人が街のことを考えて、あまり人に頼るのではなくて、自立して生きていく方向を少しでも前向きに捉えていったほうがいいのではないかという意見が出て、なるほどと感じました。

(横山会長)

ありがとうございます。第2回目については、やはり2回くらいに分けたほうがよかったようですね。内容も市長、議員、市民ですのでボリュームがありましたね。

(事務局 上石主幹)

第2回目については「役割」となったときに、なかなか皆さん意見が出にくいと思いましたが、まず今のイメージということで出していただきました。イメージについてはたくさん意見を出していただきました。それが本当の意見だと我々も思っております。

(横山会長)

時間は3時間かかりましたか。参加者のかたも熱心に議論されたと思います。田口さんいかがでしょうか。

(田口委員)

私も2回参加しましたが、2回を通じて思ったのが、なかなか今回のように色々な立場や年代の市民が集まって、ひとつのテーマで話し合う機会を持つということが、とても有意義でした。自分自身の考えも整理できましたし、他の方の意見で、こういう考え方もあるんだなと思いましたが、こういう機会をもっと増やすことが市民がまちづくりに関心をもつきっかけになるな、ということはこのワークショップを通じて思いました。ただ開催時間については、2回とも夜に開催だったので、夜だと子育て中のお母さんは参加ができないとか制約があったと思うので、こういうワークショップを色々な時間帯に開催して、もっといろいろな世代の方が参加できれば、より具体的で、いろいろな視点から意見が集まったかなと思いました。

今後、ワークショップを開催するかはわかりませんが、続けていったほうが良いと思いました。1回目につきましては、テーマにより意見が出しやすく、私のCグループは意見がたくさん出まして、強み、弱みと出たのですが、強みはやはり観光になりました。豊かな食、自然、アクセスが良いとかですね。ただ、同じ強みでも自然などは逆に弱みにもなって、坂は高齢の方にはつらいとか、雪が大変だとか、長短含めてあるということが改めてわかりましたし、強み、弱みを出すことによって、いかに小樽が観光客にはいいところがたくさんあるけれど、市民にとっては住みずらい部分が多いということが改めて見えたというのがCグループの感想でした。2回目の市役所や議会に望むことについては、1回目より意見が出しづらくて、これもCグループでテーブルリーダーもやらせていただいたのですが、市長とか職員はまだ身近なので意見も出たのですが、議会については、ほとんど意見が出なくて、よくわからないという意見がほとんどでしたが、グループの意見としては結局小樽の街にもっと関心を持つ人

を増やさなければいけないという意見でしたので、こういったワークショップの機会をもっと増やすことは、小樽のまちに関心を持つ人が増えることで、小樽のまちづくりにはいい事であるという意見が出ていたので、せつかくまちづくり基本条例をつくるのであれば、今後もぜひこういう機会を持って頂きたいと思いました。

(横山会長)

どうもありがとうございます。どうしても夜の開催ですので参加が制約される面はありますね。場合によっては日曜日の午後にやるといったことも考えられるかとは思いますが。そういった面も含めて今後検討する余地はあると今田口さんの御意見を聴いて思いました。それでは神野さんいかがでしょうか。

(神野委員)

私も両方参加しましたが、まず1回目については、小樽の強みの部分で、自然、歴史、観光などは私の中でイメージしていたのですが、人間味や町内会活動など高齢者の方の意見が、普段聞くことがないので、新鮮に聞こえましたし、小樽の違った良さを発見し、知ることができました。

あと、2回目では、先ほどの田口委員のお話しにもありましたが、議会の部分では、皆さん議会が何をしているのか、よくわからないという意見がたくさん出ていたのが印象的でした。私自身もあまり議会のことはよくわからず、また、知ろうともしていなかったというのが実感できました。議会からの情報提供も重要ですが、一般市民の方も、まちで何が行われているのかというのを知る努力、市民の意識などがこれからは必要となってくると思えました。全体としては、いつもは一般の市民の方と触れ合う機会がなかなかないので、同じグループの方と色々お話できたのが楽しかったので、またこういう形の集まりがあったらよいと思えました。

(横山会長)

どうもありがとうございました。ワークショップの中で強みの部分に「小樽商科大学」というのが、どのグループでも挙げられていますね。地域に根ざした大学ということなので、そういう意見も出されるのでしょね。よいことと思います。続きまして、佐藤さんお願いします。

(佐藤委員)

私も2回参加させていただきました。今回はどういう方が参加されるのか不安と楽しみと両方ありました。不安はどういう年代層の人が集まるのかなというのがありまして、色いんな年代の人が参加してくれたらいいなというのがありまして、結果的にはちょっと幅が限られていたかなというのがひとつありました。

もうひとつは参加人たちが、まちづくり活動をしている人たちが多かったように思えました。例えば、杜のひろば、青年会議所のメンバーが各テーブルにいたりとか、どちらかという小樽のために一生懸命活動している人たちが選ばれている印象だったのですが、小樽の広報などで一般参加された方というのはどれくらいいらっしたのかなというのは思っていました。対象としては高校生以上ということなので、そういう意見も楽しみにしていたのですが、時間的な制約もあって、今回の参加はなかったようです。もっと色々な幅の人が参加していただけたらよかったなというのが私の中でありました。

内容としては、私も長く小樽で暮らしていますが、自分がそう思っていたことが、皆さんとの意見の中でもっとふくらんだということ。それから今までは小樽の街は恵まれているなと思っていたことでも、その土台には色々な人たちの支えがあつての良さと、支えきれなくなって弱みになっている部分とのバランスがここ20年30年の間で狂ってしまったのかなという印象です。始めて小樽に来た頃は、自然

でも人でも自然体だったイメージがあります。今回はそういったことも見直すきっかけにもなりました。ということで1回目は色々な人と意見交換ができましたので、そういった意味では有意義でした。2回目については、皆さんそれぞれの立場がありますので、表現のしかたも様々でしたが、日頃から思っていたのが、小樽の住民でありながら、行政や議会に関心を持つべきなのですが、そういうことについて一番のネックになっているのが、市民目線ということについて、市長を含めた行政の人、議員などが小樽に住むということが大切ではないかな、というのが2回目の意見を見て、市民の方を向いていない、市長、市職員、議員ということになってしまうのかなと少し思いました。

(横山会長)

どうもありがとうございます。参加者の選考については事務局いかがですか。

(事務局 上石主幹)

公募という形では、広報小樽への掲載、報道依頼もかけて新聞に掲載されましたが、自治基本条例制定への取組みが、周知不足もあり、市民の皆さんに認識されていない部分があり、平成19年度より職員の研究会からということで取り組んでおりましたが、今回、初めて公の場での集まりで一般募集をいたしました。やはりなかなか一般での参加者が集まらなかった状況でした。そういった中で、まちづくり団体の方々に参加をお願いしまして開催をしたということでもあります。

(横山会長)

どうもありがとうございます。佐藤さんから何かございますか？ないようですので、続きまして上野さん、よろしく願いいたします。

(上野委員)

感想の前に、このたびはワークショップにおきまして、小樽青年会議所で総合コーディネーターを務めさせていただき、また、メンバーの参加につきまして、ありがとうございました。

(横山会長)

こちらこそJCの皆さんには大変お世話になりました、ありがとうございました。

(上野委員)

JCメンバー一堂、まちづくりに携わるものとして、こういう機会に参加することができ、有意義に時間を過ごすことができました。感想につきましては、小樽のまちをもっとよくするために、というテーマについては、SWOT分析を用い、「強み」「弱み」というポイントで意見を出しましたが、強みも弱みも意見は数多く出ていまして、参加された方が、イメージを多く持っていることで、まちについての関心が高いということがわかりました。内容を見ますと、強みではやはり観光を中心に意見が出ておりますし、弱みについては経済ですとか、市街地の空洞化や少子高齢化など、今の小樽が現実として抱えている問題を的確にあらわしているなど感じています。その中で、小樽ですので皆さん観光というイメージだと思うのですが、観光以外にも、例えばものづくりであるとか、色々な産業があつて、そういった産業と観光がリンクすることによって、もっと強みが増してくる、そういったことも、もっと市民にアピールして認知を頂くということも必要だと感じました。2回目につきましては、残念ながら私も含めて、いいイメージがあまりなかったです。状況も、今までの市政が一区切りついて、選挙も近いということもあるとは思いますが。新聞等で今までの総括も報道されておりますので、市長の市政ですとか、議会についても残念ながらいいイメージはあまりなく、マイナスのイメージが意見としてよく出ていました。私自身もマイナスのイメージばかりが出てきてしまう実感がありました。これが小樽市の現状であ

るのかなという感じでした。これについては行政が発信していないのか、市民の皆さんが受け取っていないのかなとも言えない部分ではありますが、以前この策定委員会で情報提供につきまして、広報活動の状況ですとか説明していただきました。そうした中で何か行政と市民の意識でミスマッチがあるのかもしれないし、議会につきましても、私も含めて、活動がよくわからない。今回の震災の関係につきましても、議会の中で議論があったのであれば、もっと出せばよいし。そういった発信力の問題なのか、受け取り方の問題なのかはありますが、よくわからないというのが現状であり、発信する側の問題か、受け取る側の問題か様々な要因があり、その結果が2回目によく出ていると感じました。今回のワークショップを通じて、これからの小樽のまちづくりを考えていく上で、こういうことについても、それを元に自治基本条例も即して考える必要があるなと思いました。

(横山会長)

どうもありがとうございました。石黒先生いかがでしょうか。

(石黒副会長)

わたしは1回目みの参加だったのですが、その1回目も講演をさせて頂いた他は、グループには入らずに見ていたわけですが、皆さん非常に熱心に良い意見を出されているなという印象を受けました。まとめを最後見させていただきましたが、やはり各グループ共通する部分がおおくあるなという印象でした。特に自治基本条例ということで考えると、前文とか理念などの部分には出てくるものもあるでしょうし、今皆さんの、お話を聞いて、自治基本条例の制定だけに向けてということではなく、小樽のまちで生活して、小樽のまちをよくしていくことに皆さん刺激を受けられたようで、それもまさに自治基本条例の制定の成果のなかであるというふうに思います。2回目につきましても今日お話を聞きする中で、条例の議会、市長、市民などに関係してくると思います。

(横山会長)

ありがとうございました。おそらく1回目の部分というのが前文、理念などにかかわってくる。2回目ですと、市長、市職員、議会などに密接にかかわってくると思います。ワークショップの結果につきましては皆さん手持ち資料としていただいて、策定委員会や部会での議論において、役立ってくるのではないかと考えております。田口委員より先ほど出ていました、夜の時間帯に出てきにくい人につきましては、別途、ワークショップのようなものが開催可能であれば、事務局と相談したいと思います。私の住んでいる南幌町では日曜日の午前中、9時半ころから行いました例もございますが、検討させていただきたいと思います。この件につきましてはこれまでといたしまして、つづきまして、情報共有の部分につきましては、今日は間に合わないということにして、次回に提出していただく形になります。

今日は住民協働や参画にかかわる部分としまして、法律的な部分など面倒な部分もあるのが住民投票なのです。その部分につきまして詳しい説明を頂いて今後の議論の参考としたいと思います。事務局よりよろしく願いいたします。

<事務局資料説明>

(住民投票について制度説明)

①日本国憲法第95条に基づく住民投票

ある地域限定の特別法を定める場合に国が実施する。過去19例あるが、地方にとって優遇措置を定めるものであったため、すべて可決。近年該当例はない。

## ②地方自治法の規定に基づくリコール

地方自治法第76条～85条に定めている、議会の解散、議員の解職、首長の解職にかかる住民投票。請求に必要な署名は、小樽市の場合、有権者の3分の1で、住民投票を行い過半数の賛成の場合リコール成立となる。

## ③合併特例法の規定に基づく住民投票

住民発議により合併行儀会の設置ができる規定がある。請求に必要な署名数は有権者の50分の1。議決が必要となり、否決の場合でも有権者の6分の1の請求があれば住民投票実施となる。あくまで合併協議会の設置についての住民投票となる。

## ④地方自治法の規定に基づく条例制定の直接請求に基づく住民投票

地方自治法第74条の条例制定の直接請求に基づく住民投票。請求については、有権者の50分の1以上が必要となる。実施条例については議会の議決が必要となる。請求については、議員、首長にも請求の規定がある。

### <住民投票～個別型と常設型>

#### ・個別型 上段④の地方自治法で認められた直接請求の方法による住民投票

自治基本条例に規定しなくても現状のまま、法律に基づき実施は可能。議会の議決を必要とするため、住民投票の争点が議会と対立した場合、議会が否決し実施ができないデメリットもある一方、投票資格者や投票結果の取り扱いについて案件ごとに決められるメリットもある。

#### ・常設型 対象案件、投票資格者、発議及び請求、署名等について地方自治法とは別に規定。

議会の議決を必要とせず住民投票が実施可能。争点を早期に決着できるメリットがある。請求要件を満たした場合、必ず実施するという規定をほとんどの自治体で採用しており、乱発を防ぐことや、外国人参政権の付与の意味合いからも、細部（請求に必要な署名数、外国人や未成年者の取り扱いについて）にわたり統一的な基準として検討する必要がある。

※現行の住民投票では投票結果について個別型であっても、常設型であっても法的拘束力を持たせず、「尊重する」といった扱いをされているのが現状である。

(横山会長)

この件につきまして御意見はいかがでしょうか。

(中委員)

いいでしょうか。小樽の場合ですと、全国的にも有名ですが、昭和40年代からの運河の保存運動がありまして、自分もその運動にかかわっていたのですが、その運動において、市民の請求を集めて、市民の投票により運河を残す、つまり、道路にして全面埋め立てるのか、保存するのかを問うのはどうかという動きがありました。結局は請求まではいきませんでした。そのときに確かに議員は国政選挙で選ばれますが、案件に対して直接投票したほうがいいのではないかという考えが相当盛り上がった時期でもありました。結局は請求まで行きませんでした。今考えると思い切って住民投票をやってみると前向きな意見が結構出たのかもしれないですけども、結局は行政の主導どおりに、臨港線が完成して、今の運河の姿となっています。当時を振り返ると、細かいところまでは覚えていませんが、なかなかハー

ドルが高くて住民投票までが難しかった印象です。それから25年30年経過しましたので、そのときよりももっと直接的に投票する必要がある時代になってきている気がします。

(横山会長)

そうですね。事務局の資料を見ても、非常設型の住民投票によって実施された事例、産廃が多いですけども、資料では15例あります。一般には投票率もかなり高いですね。

(田口委員)

ちなみに、個別型のところで、住民投票の請求があったのに議会で否決された例はあるのでしょうか？

(事務局 布主査)

今すぐに名前は出てこないですがあります。

(横山会長)

個別型では、2回クリアするポイントがあります。つまり住民の方が署名をみつめたけれども議会在否決して住民投票ができなかった場合と、住民投票が実施されたけれども、議会在住民投票結果とは別の選択をした場合ですね。常設型については資料に17の自治体がありまして、これに、川崎市や北広島市も加わります。

(田口委員)

常設型であったとしても、実際、住民投票で得られた結果はクリアされるのでしょうか？

(横山会長)

まずクリアされるでしょうね。もともと3分の1以上の署名があつて実施されますので議会在反対できないでしょうね。

(上野委員)

それで議会在反対した場合リコールということもあり得ますしね。

(横山会長)

そうですね、その方向に行くでしょうね。常設型ですと3分の1の署名というのはそういう意味合いもあるのかもしれませんがね。

(石黒副会長)

あと、賛成派も反対派も住民投票で決着つけようということで、たくさん署名があつれば住民投票を実施した結果、やはり反対となるケースもあるかもしれませんがね。住民投票について、意見としては反対でも投票実施について賛成派が多ければ一定数以上の人が請求して、首長議会在議論するよりも直接市民が決めるということになるでしょうね。

(横山会長)

合併特例法については国が住民投票の実施について推進していましたね。それに基づいて南幌町は2回、住民投票を行いました。2回とも合併反対、自立派が勝ちました。

この議論については今回で終わりですか？

(事務局 上石主幹)

いえ、住民参加につきましては今回も入れて2回を予定しています。

(横山会長)

次回までに、事務局に調べていただきたいのは、常設型として高浜市、大和市、岸和田市について条

例を資料として出していただきたいことと、実際に常設型条例の実施事例として、住民投票が行われてどうなったのかという資料がほしいです。個別条例も実際に住民投票が行われ、その結果どうなったかを例として出していただきたい。

(事務局 上石主幹)

この住民投票については、他の市でも色々問題とされている点があります。内容としては、投票者要件が、自治体によっては、16歳以上とか20歳以上とか様々であるといった投票資格者の年齢の問題です。そして、自治基本条例上の市民の定義で、通勤している人も含める場合が多い、とすると、通常の選挙では選挙権は無いわけです。そういう考えをどのように整理するか。あとは外国人の問題もあります。市の重要な案件に、市外在住者や外国人に投票させて良いのかという点などです。

(横山会長)

その点につきましては、策定委員会でポイントを洗い出して、専門部会に振ります。

(事務局 上石主幹)

そのほかでは、今のお話のように、個別なのか、常設なのかという議論もありますので、より具体的な案件等資料を出したいと思います。

(横山会長)

私が稚内市の策定委員会の会長であったときに、個別条例という形をとったのは、個別条例であれば、投票案件ごとに、投票資格者要件、年齢、定住者の扱い、外国人の扱いが変わることになります。個別条例にしたのはそういう意味合いもあります。常設型ですと、すべて規定してしまわなければいけませんし。それと請求に必要な署名3分の1というのが難しいという点もありました。そういう点につきましても議論をお願いしたいと考えております。

(佐藤委員)

この資料をみると、北海道は常設型がほとんどですね。

(横山会長)

というより、常設型がほとんどないです。当然この資料以外にも個別条例になっているものは本州にも多数あります。

(事務局 上石主幹)

この資料は北海道の状況という意味合いで作っております。

(横山会長)

この辺りの数字をもし出せるのなら出せますでしょうかね。私も高浜市、岸和田市、大和市くらいしか思いつきませんね。常設型はそんなにないですね。二桁ないと思います。

(佐藤委員)

個別方のほうが楽という考えも有りますよね。

(横山会長)

ただ実際の効力を考えると、有権者の3分の1の署名を集めるのは大変ですね。

(石黒副会長)

今、横山先生がおっしゃったように、住民投票に実態があるような感じですが、どういう問題について、どういう形で、住民投票にかけるのが良いのかというのが、ある意味ではまだ積み上げ中ですよ。

すると色々問題があるときに、いくつかの案件、原発とか、廃棄物処理場とかについて議論するしかないのですが、一度常設でできてしまうと、想定外の案件でも適用になってしまう。ということで個別にしておく、個々の問題に対して、実施するかどうかとか、投票資格者の要件ですとか、それらの問題をクリアしきれないので、個別型として案件ごとに議論しましょうというのが大勢であるというのはそういう理由だと思います。ただ、そうすると拘束力が弱いというか、本当に実施できるのか不安を持つ人もいると思うので、常設型のように必ず実施するという主張もあるわけです。

(横山会長)

個別型ですと、地方自治法をなぞって規定しますので、手続きは進めやすいというのはありますね。もちろん個別型で、署名が集まったとしても、議会が否決したら実施できないことにはなります。常設型でも個別型でもどちらもメリット、デメリットはあります。

(佐藤委員)

南幌町は町民も議会も多数派の意見は同じだったのですね。

(横山会長)

同じでしたね。議会も自立派が多かったですし、住民投票の結果も6対4くらいで、自立派が勝ちました。ところで常設型というのは、実施について議会が否決できませんのでね。そのかわり3分の1の署名というのは大変ハードルが高いですし、ものすごい大きな問題しかできないと思います。

(中委員)

そういう固定的な扱いはわかりやすいのですが、もう少し流動的な都市計画の利便性にかかわるような、小樽運河などは市民の意識がどんどん変わっていきました。議会の勢力は変化がなく、7割は埋め立て派でしたが、市民意識については当初埋め立て派が7割埋め立てだったのが、だんだん保存派が増えていった状況でした。それは、住民投票になったわけではないので、はっきりはわかりませんが、どうも話題によっては長い議論をしているうちに、市民の意識が変わってしまう、しかし、議会の勢力は変わらないとしたときに、議会の意思決定の結果と市民の意思決定結果が真逆になってしまう可能性もある。そのばあい、市民の意識が変わっているということは、とても重要なポイントであると思います。いろんなパターンがあるので難しいと思います。

(横山会長)

乱発すれば、まちづくりにもマイナスになる部分は出てくると思います。なかなか難しい問題なので、次回、事務局より資料を再度出してもらって、もう一度議論をして、部会の議論に委ねることにしましょう。それと、次回は情報共有の条文について議論しましょう。ご質問、何かございますでしょうか？

(佐藤委員)

新幹線の問題などはどうでしょうか？この前、市役所の方から新幹線の方向性についてお聞きする機会がありまして、その中で、方向性が決まっている中で、こういう案件で住民投票を請求した場合には、具体的にどうなるんでしょう。

(横山会長)

加速推進するとか、撤退するとかでしょうか。これはもし作らなくていいということになると、非常に難しいでしょうね。国策と絡みますのでね。

(佐藤委員)

そうですね国が相手ですからね。もうある程度計画は立てられていて、メリットデメリットを考えて、

住民運動とか反対運動をする場合には、どうでしょう。

(石黒副会長)

どういう形の住民投票をやるかということになりますよね。民間企業がやろうとしていることなので、ある意味拒否というのは無理ですよね。でも、新幹線がおそらく小樽市を通過しようとするときに、小樽市として反対であれば、難しい部分が出てきますよね。都市計画決定などで協力しないということになっていくと思うのですが、そうすると 協力しないという意味決定をするのか、反対とはどういうことか。絶対阻止するという人もいるでしょうし。民間企業がやることに阻止はできないでしょうし、協力はしません、止めてくださいと働きかけるなど考えられますが、どういう案で住民投票にかけるかという問題もありますね。法律的に小樽市はなにができるのかということを考えないといけないですし。

(横山会長)

小樽市の負担金をもっと減らせとかでしょうかね。

(佐藤委員)

そういう部分でしょうね。北海道の負担金とかですね。新幹線の負担金のために、その分一般市民にまわっていかないとかですね。そういう意味で本当に新幹線が必要かとしたときに、住民投票の事案として該当するかどうかです。

(横山会長)

住民投票がきっかけになって、たとえば、小樽は負担金をいまの半分にしてもらいたい。それは、住民投票がきっかけになって、当局も議会も賛同することになれば、どういう形かは分かりませんが、負担金が減って、国の負担が増えることにもなるかもしれませんよね。新潟などは知事自ら、負担金について発言していますね。

(石黒副会長)

そういうのはありえますよね。

(佐藤委員)

小樽は財政難の中で、必要かどうかということですよ。

(上野委員)

市立小樽病院などもまさに住民投票に合致するような内容ですよ。議会は基本設計でやるということのようですが、本当にその金額でやるというのは。

(横山会長)

まさにそうですよね。

(上野委員)

市長と議会で議論はしていますが、市民はよくわからない。こういう中で、個別型であれば50分の1で請求はしやすい反面、議決の必要があるため、住民意思というのが軽んじられる部分もあるかもしれないですよ。そういう意味で、常設型などの請求の署名3分の1というのは圧力にはなりますよね。

(横山会長)

市立病院の案件で50分の1集めて、それに対して議会が否決して住民投票を実施できないことも考えられますし、住民投票の結果をみてから、否決もしくは賛成にいたるかもしれません。

(上野委員)

病院問題もいままで色々ありましたが、そういう話にはならないですね。

(横山会長)

個別型であっても、重要案件ではやりやすくなりますね。部会で十分議論をお願いしたいと考えております。自治基本条例を作るうえで幾つか大きな問題がありますが、住民投票はその中の大きな1つですね。マスコミ関係から取材をうけると、どうして常設型にしないのかという質問を受けますね。常設型ですと、どうしても署名の数が多く設定しなければならない。それだとなかなか住民投票ができないということにもなりかねない。ただ、個別条例だと議会の絡みがあるので、どちらがよいかということですね。また、自治基本条例に規定しなければ目だって住民投票が進まないという考えもありますが、いずれにしても課題があれば住民投票についてはでてくる話なので、そういうことであれば自治基本条例に盛り込んでいたほうがいいのではないかと思います。本日は以上で終了したいと思います。

(次回の日程を調整し終了)